

## 函館市結核精密検査実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）第53条の13に基づく、結核の精密検査（以下「検査」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 検査の対象者は、函館市に居住する結核登録票に登録されている者のうち、保健所長が結核の予防または医療上必要があると認める者とする。

### (実施機関)

第3条 市長は、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第1条の5に規定する医療機関のうち、検査を実施するに相当であると認められた医療機関（以下「実施機関」という。）に本事業を委託するものとする。

### (検査の内容)

第4条 検査の内容は、胸部エックス線写真、その他厚生労働省令で定める方法による精密検査とする。

### (対象者への通知)

第5条 保健所長は、検査日時および実施機関を対象者と調整し、「受診指示書」（別記第1号様式）を当該対象者あて通知する。

### (検査の実施)

第6条 対象者は、前条の規定により通知された受診指示書を実施機関に提示し、受診するものとする。

### (検査の結果)

第7条 保健所長は、対象者に対し、速やかに検査の結果説明を行うものとする。

### (保健所長への報告)

第8条 実施機関は、検査後治療が必要な者について保健所長へ速やか

に連絡するものとする。また、「精密検査受診票」(別記第2号様式),  
「精密検査対象者名簿・結果報告書」(別記第3号様式)により毎月  
検査結果を保健所長へ報告する。

(書類等の保存)

第9条 検査のため作成された書類等の保存期間は、当該年度終了後5  
年間とする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、検査の実施に必要な事項は保健  
所長が別に定める。

附 則

この要領は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年6月1日から施行する。

## 精密検査 受診指示書

平成 年 月 日

様

市立函館保健所長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）第 53 条の 13 の規定により，次のとおり，精密検査（健康診断）を受診してください。

日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分
場 所	
	函館市 町 番 号 0138- -
内 容	胸部レントゲン検査
費 用	無 料
そ の 他	受診の際には，必ずこの受診指示書をお持ちください。 指定された日時を厳守してください。 健康診断の結果，他の検査や治療等が必要な場合には自己負担となりますので，必ず健康保険証をお持ちください。 やむをえず日程変更を希望される方は，必ず下記までご連絡ください。

担当  
保健予防課 ( )  
TEL 0138-32-1539  
FAX 0138-32-1526



別記第3号様式

H 年 月分 精密検査 対象者名簿・結果報告書

医療機関名 \_\_\_\_\_

	氏名	健診予定日	実施日	内容	検査結果(どちらかに)	備考
1				胸部レントゲン	異常なし・あり	
2				胸部レントゲン	異常なし・あり	
3				胸部レントゲン	異常なし・あり	
4				胸部レントゲン	異常なし・あり	
5				胸部レントゲン	異常なし・あり	

【結果】

受診者	名	未受診者	名
異常なし	名	あり	名